

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 29年 7月 24日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)					
京都市左京区吉田本町		国立大学法人 京都大学 学長 山極 壽一 電話 075-753-2363					
主たる業種	大学	細分類番号				8   1   6   1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年 4月から平成29年 3月まで						
基本方針	温室効果ガスの排出量を平成25年度を基準に、平成26年度から平成28年度までの3年間の年平均3%以上を削減する。						
計画を推進するための体制	環境安全保健機構長を委員長として、環境・エネルギー専門委員会において削減計画をすすめ、エネルギー管理・排出量削減計画の企画及び実施を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	116,065.0 トン	115,681.2 トン	111,351.0 トン	107,014.8 トン	-4.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	114,693.8 トン	108,243.2 トン	103,913.0 トン	99,576.8 トン	-9.4 パーセント	
実績に対する自己評価		夏季・冬季の節電対策により目標を超える大きな削減となった。また、他に、平成28年度ESCO事業などの省エネ改修工事による効果があった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	大学	事業活動に伴う排出の量 (建物延べ面積×1/1000)	115.23	115.70	111.37	100.00	-5.39 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		夏季・冬季の節電対策の他、新築建物・耐震改修の省エネ化を図り、ESCO事業等による省エネ工事により、原単位当たりの排出量を抑えることができた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		116.0 パーセント	116.0 パーセント	116.0 パーセント	116.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	機器の適正な運転管理、省エネ改修(照明・空調他)工事					
	(27)年度	機器の適正な運転管理、省エネ改修(照明・空調他)工事					
	(28)年度	機器の適正な運転管理、省エネ改修(照明・空調他)工事					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	いちにちいちエコとのキャッチフレーズで、即実践可能な環境配慮行動として、交通機関の利用、近場へは徒歩や自転車での移動を促している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	エコWeb宣言と登録数を増やし、環境意識を高めることができた。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	地球温暖化に関する様々な公開講座等を実施した。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量22,314.3t-CO2のうち、7,438t-CO2を平成28年度の排出量から差し引いて記載した。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。